

【拡幅整備の申請について】

☆注意事項

- 1 拡幅整備の申請書は、建築確認済証交付後から足場解体の1カ月前までに提出してください。
- 2 申請の際、必要な関係書類がすべて揃わなければ、受付できません。
- 3 公道（区道、管理通路、認定外道路、水路等）の場合は、別途土木管理課台帳係へ、寄付または無償使用承諾書の提出をしてください。
（認定外道路、水路については、寄付のみの対応となります。）

☆確認事項

- 1 北区の年度予算が上限に達した場合、次年度以降の工事になります。また、年度内に拡幅整備できる場合でも、外構工事前に拡幅整備できないことがあります。
- 2 助成金の申請については、下段を確認してください。

【申請後の現場立会いについて】

☆注意事項

- 1 足場が外れる7～10日前までに立会い調整の連絡をしてください。拡幅整備前に現場立会いが必ず必要になります。
- 2 不足書類は、原則現場立会い時まで提出してください。

☆確認事項

- 1 後退位置の明示を現場立会いまでに行ってください。
（折れ点も含めてすべて明示）
なお、後退位置については、現場で説明を求めますので、ご準備ください。
- 2 後退部分にある地表面にみえる支障物（境界プレート・杭・鋸・メーターBOX・宅内桟・CB塀・土間コンクリート等）及び地盤面から約60cm以内にガス・上下水道・その他の地中埋設物（塀基礎等）など、拡幅整備工事に支障となるものがないことを確認してください。

※現場立会い時に上記項目が発覚した場合には、申請者側で是正するまで、拡幅整備は実施できません。

【拡幅整備の申請書一式】チェックリスト		☑
①	工事申請書（第1号様式）	☐
②	承諾書（第1-2号様式）【土地所有者が複数いる場合】	☐
③	承諾書（第2号様式）【隣接地+私道の承諾書】	☐
④	申告書（第3号様式）	☐
⑤	公図の写し	☐
⑥	土地の登記事項証明書または要約書の写し（土地所有者・承諾者が確認できるもの）	☐
⑦	案内図・配置図（A3サイズ） （図面上に整備申請範囲及び後退位置のポイントを明示する）	☐
⑧	現地写真（整備場所の状況がわかるもの）1道路につき2方向以上	☐
⑨	法人の登記事項証明書の写し【申請者が法人の場合】 （中小企業基本法第2条に規定する企業）	☐

※申請前にチェックリストにて確認をお願いします。
※上記関係書類をクリアファイルにまとめて提出してください。
※公道の場合は、別途土木管理課台帳係へ、寄付または無償使用承諾書の提出をしてください。
（認定外道路、水路については、寄付のみの対応となります。）

助成金の申請がある場合

【助成金の申請について】

☆助成金の対象となるもの

- ①拡幅整備の障害になる、道路沿いの門・塀等を撤去する場合【5千円/m】
※他の事業で助成金及び補助金をもらっていない場合に限る
- ②東京都建築安全条例によるすみ切り【12万円/1か所】
※区ですみ切りをすべて整備した場合に限る

☆注意事項

- 1 助成金の申請書は、拡幅整備の申請にあわせて提出してください。
- 2 日付は、全て記入しないでください。
- 3 捺印をする場合は、全て同じ印影としてください。
認印で結構です。（シャチハタはNG）
- 4 支払金口座振替依頼書の振込口座名義は、申請者ご本人、もしくは委任を受けた方の口座を記入してください。

【助成金の申請書一式】チェックリスト		☑
①	助成金交付申請書（第6-1号様式）	☐
②	助成金交付請求書（第9号様式）	☐
③	支払金口座振替依頼書 （申請者ご本人、もしくは委任を受けた方の口座を記入してください）	☐
④	受領委任状 ※申請者と受領者が異なる場合のみ（第7号様式）	☐
⑤	助成金対象の門・塀等の位置及び延長が確認できる図面（現況測量図等）	☐
⑥	助成金対象の門・塀等がわかる写真（撤去前・後）	☐
⑦	助成金対象のすみ切りが確認できる図面（配置図等）	☐

※申請前にチェックリストにて確認をお願いします。

【問い合わせ先】

東京都北区まちづくり部建築課細街路整備係
（第一庁舎7階）
住 所：北区王子本町1-15-22
T E L：03-3908-9194（直通）
F A X：03-3908-9116

